

掛川市条例第16号

掛川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「128,660人」を「115,000人」に改め、同条第4項中「82,750立方メートル」を「57,900立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。